

DC個人別管理資産の自動移換について ～老後の所得確保に向けた適切な手続きのお願い～

事業主の皆様には、60歳未満で退職するDC加入者への個人別管理資産の移換（ポータビリティ）に関する説明義務があります。

退職者が老後資産の管理を確実に行えるよう、ご案内を宜しくお願いします。

また、転職者がDCの加入資格を取得した際にもポータビリティに関するご確認をお願いします。

* DCは確定拠出年金の略称です。iDeCoは個人型確定拠出年金の愛称です。

資格喪失者（退職者）等に対する説明概要

◆ ご説明頂きたい事項

- 退職者が退職日の翌月から6か月以内に移換手続きを行わないと、国民年金基金連合会（以下「国基連」）へ自動的に移換され、不利益が発生することの説明をお願いします。

- 退職者の年金資産の移換先に関する選択肢（次頁参照）の説明をお願いします。
- 自動移換された年金資産は、国基連で現金管理となり、運用指図や給付請求ができません。また、通算加入者等期間（次頁参照）にも算入されません。
- 手数料として、移換時、管理中、移換金を戻す時に年金資産から控除されます。
⇒手数料は次項参照下さい。
- 自動移換された資産を60歳以降に受給するためには、個人型確定拠出年金に移換する必要があります。

● 新規加入者に対するご確認事項

- 前職等からの移換資産の有無、移換する場合の申出期限とその手続き方法
- 移換時に係る手数料

◆ 手数料

1. 自動移換時の手数料 : 9, 133円

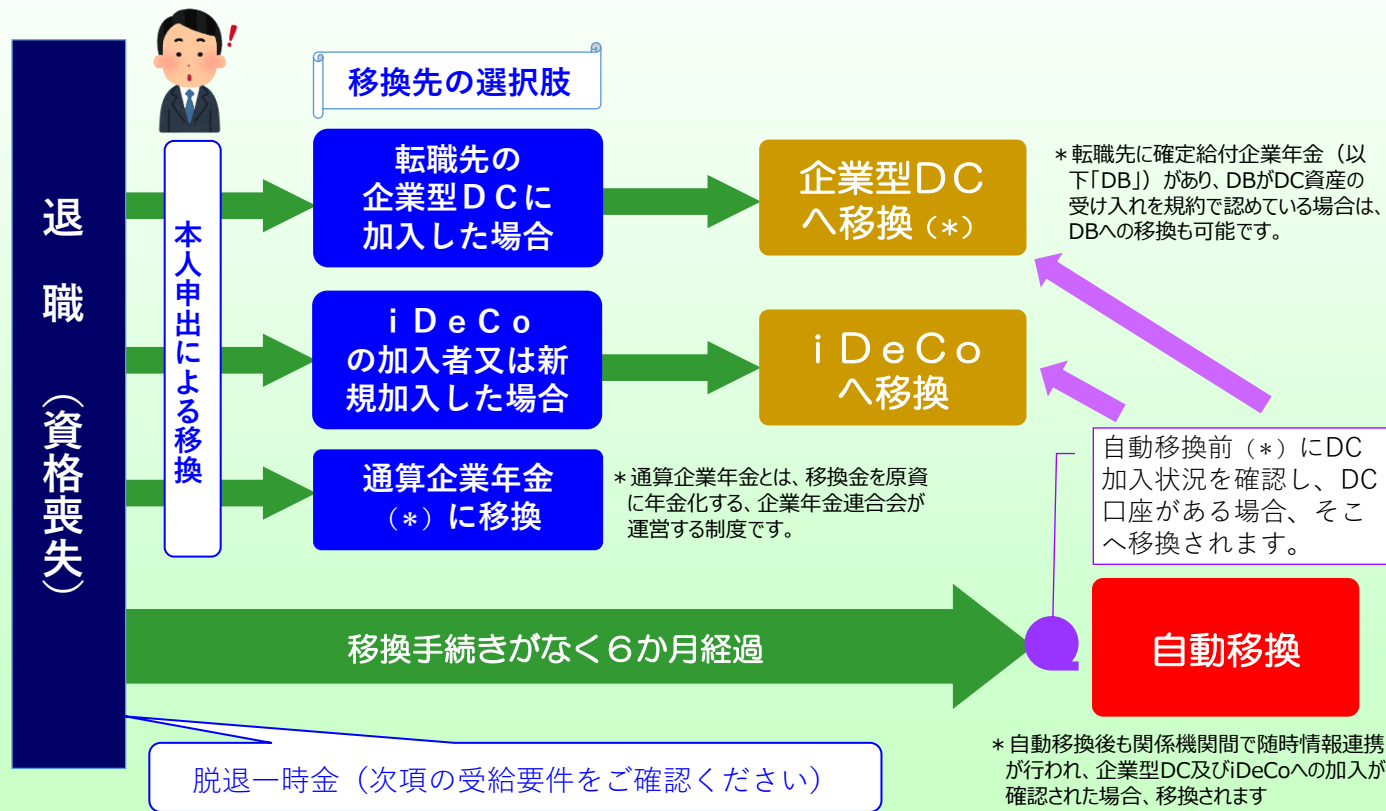
※ 自動移換手数料（4,348円）＋移換手数料（4,785円）

2. 国基連での手数料 : 月額 52円

3. 戻す際の手数料 : 1, 100円

手数料は個人の
年金資産から
控除されます

退職者の年金資産移換先について



その他

◆ 通算加入者等期間とは

通算加入者等期間は、60歳以降に受給するために必要な期間で、次の期間を合算した期間のうち、60歳になるまでの期間です。

- ① 確定拠出年金の加入者期間及び運用指図者期間
- ② 他の制度から資産移換がある場合、その資産の計算基礎となった期間

この期間に応じた受給開始年齢が右表のとおりとなります

通算加入者等期間 *	受給開始年齢等
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上6年未満	64歳
1年以上2年未満	65歳
0月 (60歳以降に初めてDC制度に加入した場合)	加入した日から5年経過した日

◆ 企業型DCの脱退一時金の受給要件

退職者の個人別管理資産が15,000円を超える場合、次の要件に合致すれば脱退一時金の受給が可能です。個人別管理資産が15,000円以下の場合、下記①と②に該当していれば脱退一時金が受給できます。

- ① 企業型DC加入者、iDeCo加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo運用指図者でないこと
- ② 資格喪失日から起算して6か月を経過していないこと
- ③ 60歳未満であること
- ④ iDeCoに加入できない者であること
- ⑤ 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦ 通算拠出期間が5年以内又は個人別管理資産が25万円以下であること

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488

東京都渋谷区恵比寿 1-28-1

専業営業開発部 金融サービス事業室 金融サービス業務管理室

E-mail : ad401k@aioinissaydowa.co.jp

◆ この資料は、現在における法令（確定拠出年金制度、税制等）および当社が信頼できると考えられる情報に基づいたものでありますが、当社が正確かつ完全であることを保証するものではなく、法令等の改正により、今後変更される場合もありますので、ご注意ください。

◆ 本資料の全てはあいおいニッセイ同和損保もしくは作成者に帰属しており、無断使用・配布・複製・転載等は行わないようお願いします。